

資料3

福島地方労働審議会資料

平成30年度における  
労働行政の主な取組について

福島労働局

# 目次

## ○労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策 …… 1
- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策 ……10

## ○労働行政の重点施策 ……16

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

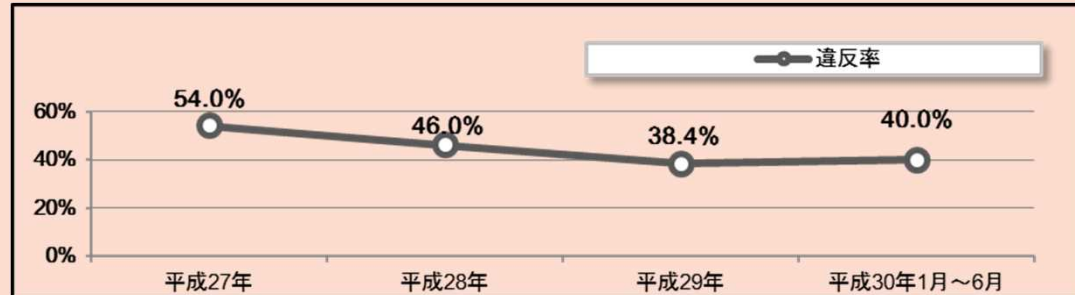
### 労働行政の最重点施策

#### 1 東日本大震災からの復興を支援する施策

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策
- ① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

#### (ア) 監督指導等

- ・毎月3回以上の監督指導を継続的に実施
- 1月～6月 監督指導実施事業者数105事業者、うち、違反事業者数42事業者。



- ・原発での廃炉作業に従事する労働者の健康確保のために開設された「健康支援相談窓口」について、リーフレットを活用し、周知等を実施。

#### (イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

- ・提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導を実施。

H30年度の放射線管理計画の受理件数 5件

H30年度の放射線作業届の受理件数 273件

#### (ウ) 関係機関等との連携

- ・東電及び元請事業者に対し、長時間労働の削減及び働き方改革の推進に向けた取組の必要性について説明会を開催(4月26日)。
- ・東電及び元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月4日)。
- ・廃炉事業者に対する長時間労働抑制及び法令遵守指導会を開催(8月8日及び9日に延べ4回)。
- ・「廃炉・汚染水対策現地調整会議」に参加し、情報交換を実施(4月、6月、8月、11月、1月)。
- ・「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に参加し、情報交換を実施(6月、11月、2月)。
- ・「福島労働局総合建設業労働災害撲滅・魅力ある職場づくり会議」を開催し、原発で廃炉作業等を行う元請事業者に対し、労働災害防止対策等について協力を要請(1月)。

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の最重点施策

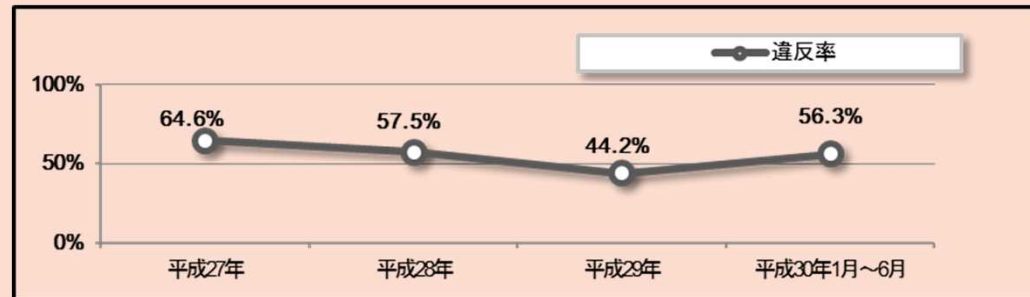
#### 1 東日本大震災からの復興を支援する施策

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策
- ② 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務及び特定線量下業務並びに中間貯蔵施設等における汚染土壌の搬入・搬出業務及び事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

#### (ア) 監督指導等

##### ・除染作業に係る監督指導の実施状況

1月～6月 監督指導実施事業者数96事業者、うち、違反事業者数54事業者。



##### ・中間貯蔵施設等の監督実施状況

中間貯蔵施設関連7施設(大熊町、双葉町)が稼働し、3現場が建設中であり、定期的に監督指導を実施。

##### ・提出された作業届の内容を審査し、被ばく低減対策等について指導等を実施。

H30年度 受理222件

##### ・中間貯蔵施設等への汚染土壌等の運搬の業務を行う178事業者に対し、一般労働条件及び安全衛生確保に係る自主点検を実施。

#### (イ)「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

- ・「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加について、パンフレットを活用し、周知等を実施。

## 行政運営方針

### 労働行政の最重点施策

#### 1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

② 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務及び特定線量下業務並びに中間貯蔵施設等における汚染土壌の搬入・搬出業務及び事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

## 平成30年度の主な取組

### (ウ)関係機関等との連携

- ・福島地方環境事務所、福島県との合同パトロールにより必要な指導等を実施(7月、10月、1月、計5回)。
- ・「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の総会(7月)や講話会(8月、12月)において、福島地方環境事務所や福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について協力を要請。
- ・県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請(6月)。
- ・「福島労働局総合建設業労働災害撲滅・魅力ある職場づくり会議」を開催し、県内で除染等業務を行う元請事業者に対し、労働災害防止について協力を要請(1月)。

# 行政運営方針

# 平成30年度の主な取組

## 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
  - (1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策
    - ④ 廃炉作業・除染等業務における違法派遣対策

- (ア) 原発での廃炉作業における違法派遣対策
  - ・東京電力HD(株)、福島県警本部主催の会議における偽装請負や違法派遣防止に係る集団指導
    - 7/12 福島第一原子力発電所・暴力団等排除対策協議会現地連絡会総会
    - 8/28～29 労働条件に関する法令遵守講習会(4回 計349社)
  - ・廃炉作業に係る違法派遣に関する申告・相談があった場合には、関係事業主に対し速やかに調査に着手し、迅速かつ的確な指導を実施
  - ・派遣元、派遣先事業所に対する定期指導において、廃炉作業に従事する事業主を重点に指導を実施
- (イ) 除染等業務における違法派遣対策
  - ・除染業務等に係る違法な労働者派遣等の疑いのある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施
  - ・9/20 大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事に係る元請事業主
- (JV) 現場事務所訪問のうえ指導、作業員向けチラシを下請け事業所経由で配付依頼
  - ・環境省除染事業等暴力団排除対策協議会総会にて適正な請負業務の周知(3月予定)

除染の現場で働く皆さまへ

### 「おかしいな」とと思ったら、まず、ご相談ください!

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。

除染の現場で「おかしいな」と思ったら、奮闘りの労働局、労働基準監督署へまず、ご相談ください。

※相談することによって、労働者の権利が侵害されることはありません。

#### こんなことは、ありませんか?

- ① 違う会社の人から作業を指示される!
- ② 同じ班で同じ仕事なのに違う会社の人がいる!  
作業体系について ▶ 福島労働局 高給調整事業室へご連絡ください。
- ③ 給料や働く時間などの説明を受けていない!
- ④ 割増賃金が支払われない!  
労働条件・賃金について ▶ 奮闘りの労働基準監督署へご連絡ください。

相談先や主な法令の説明は裏表をご覧ください。

厚生労働省 福島労働局 (東京へ)

### 作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思うことはありませんか?

「おかしいな」と思うこと、それは決してありません。

① いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」にあたる行為は「法令違反」です!

② 労働条件を書面で明示しないのは「法令違反」です!

③ 研修費を支払われないのは「法令違反」です!

④ 通勤費を支払われないのは「法令違反」です!

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思ったら下の相談先へご連絡ください。

※相談することによって、労働者の権利が侵害されることはありません。

(受付時間 平日8:50～17:15) 相談先

相談内容	相談先	電話番号
作業体系について	福島県労局 高給調整事業室	024-639-6748
	福島県労局 労働基準課	024-636-4610
	郡市労務センター	024-992-1970
労働条件・賃金について	郡市労務センター	024-29-2966
	会津労働センター	024-22-6404
	南相馬労働センター	0248-76-9610
	いわき労働センター	0248-24-1991
	福島労働センター	0241-23-4511
	相馬労働センター	0244-36-4176
	福島県労局 労働課	0249-22-3003
福島県労局 労働課	024-636-4602	

(受付時間 月・火・水・金 17:00～22:00 土日 10:00～17:00(本番場館内))

相談先 労働条件・賃金について 労働条件相談センター 0190-811-610

環境省除染事業の現場(福島県内)での派遣労働者(いわゆる派遣労働者)の労働条件の保証は、派遣元(派遣会社)が、派遣先でも保証を要行して行います。

【労働条件保証のための相談先を掲載】  
福島県 024-639-6748(平日8:50～17:15) 東京 03-6741-4636(平日9:00～18:00)

## 行政運営方針

### 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
  - ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
    - (ア)「福島県雇用対策協定」による福島県との連携支援
    - (イ)市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援

## 平成30年度の主な取組

- 1 労働局と福島県の間で締結した福島県雇用対策協定に基づき、①「震災復興のための雇用対策」、②「働き方改革の推進」の最重点項目と「職業訓練の効果的な実施」他4項目を重点項目とした30年度事業計画を策定し、各項目に係る取組の推進を図る。
  - ①HW広野サテライト(国)とふくしま生活・就職応援センター広野事務所(県)が連携し、双葉地域等への帰還等のための就職支援・生活就労支援を実施。
  - ②帰還者等向けの合同就職面接会を開催。
- 2 避難者が帰還を希望する場合の就労等を支援する「福島雇用促進支援事業」の実施
  - ①被災12市町村、県、地元商工会等を構成員とした協議会(「福島広域雇用促進支援協議会」)を設置し、市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援を実施。
  - ②関係市町村から寄せられる人材確保、人材育成ニーズを踏まえて、事業(例:地元合同就職面接会の開催、介護、建設資格取得講座の実施など)を実施。









## 行政運営方針

### 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
  - ② 人材不足分野・地域における労働力確保対策(福祉、建設、警備、運輸分野等)

## 平成30年度の主な取組

1. 人材不足分野における対策については、人材不足分野の業界との連携強化に重点を置きながら、面接会、説明会、見学会等のマッチングイベント等を実施した。マッチングイベントでは、人材不足分野の実態や魅力等を発信することにより潜在求職者の開拓や、求職者に対して人材不足分野への応募勧奨を実施。  
なお、未充足求人に対しては、条件緩和や仕事内容欄の表記内容の見直し等の提案を行うなどのフォローアップを行い、事業主へ求人充足の支援を実施。  
また、今年度から「福島労働局人材確保対策推進協議会」を開催(平成30年10月29日)し、人材不足分野である福祉、建設、警備、運輸分野の関係機関・団体等を構成員とし、相互の施策についての理解促進を図るとともに情報を共有して、具体的な連携事項について協議を実施。
2. 「平成30年度福島県建設雇用改善推進対策会議」を開催(6月15日)  
【出席者】国土交通省東北地方整備局、福島県、福島県建設業協会及び福島労働局  
会議では、各機関の雇用管理改善施策、取組等についての情報交換と課題の共有を行うとともに、更なる雇用管理改善の推進に向けて、今後の連携強化を確認。  
また、雇用関係助成金の中の「建設事業主に対する各種助成金」について、福島労働局から説明を行うとともに、出席各機関に対して周知への協力依頼を実施。
3. 福島県社会福祉協議会主催「福祉の職場合同就職説明会」に共催し、各会場にハローワーク相談コーナーを設置。  
(福島会場7/14、会津若松会場7/21、いわき会場7/28、郡山会場7/29)  
(福島会場2/10、郡山会場2/17)
4. 介護分野の人材確保及び定着を図るために関係機関のネットワークを構築し、相互の施策、事業に対する理解促進、情報交換・共有、役割の分担の検討等、介護のあり方を検討する「平成30年度第1回福島県介護労働懇談会」(8月28日)に出席。
5. ナースセンター・ハローワーク連携事業では、看護師等の求職・求人情報について共有を図り、また、各ハローワークでナースセンター出張相談会を開催するなど、就職促進のための取組を実施。  
[平成30年12月末現在]  
・出張相談会の実施件数 56回、参加者数191人(ハローワーク福島、郡山を含む県内7所で実施)

## 労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
  - ③ 若者の雇用対策
    - (ア) 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進
    - (イ) 新規高卒者等に対する就職支援

## 1. 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

## (1) ユースエール認定制度の普及拡大

- 認定企業数・・・34社(30年12月末在)
  - ・平成30年度13社、平成29年度13社、平成28年度7社、平成27年度1社

## (2) 新規高卒者等に対する就労支援

## ① 福島県及び各機関との連携

平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について、県と連携して様々な支援事業を行った

## ○ 「福島県新規高卒者就職促進対策会議」への参加

4月25日、11月26日実施済。早期離職防止を図るため新入社員のフォローアップ強化を協議し実施。

## ○ 「福島県高等学校就職問題検討会議」の開催

3月22日開催。県、教育委員会、学校関係者、各経済団体等による新規高卒者の就職に関する申合せ事項の協議・策定

## ○ 県知事、労働局長、教育長による主要経済団体(5団体)へ求人確保要請

5月22日、5月28日実施。

## ○ 新規高卒者等就職面接会の共同開催

(10月22日会津若松、10月29日福島・白河、10月31日いわき・郡山)

## ② 学卒ジョブサポーターによる就職支援等

## ○ 各高等学校での職業講話の実施

## ○ 求人開拓の実施

## ○ 高等学校内外での企業説明会の実施

## ○ 高等学校生徒の応募状況・就職状況の確認

※平成31年3月卒業予定者の就職状況(12月末) 95.2%

就職内定者の県内比率 74.2%

## ○ 平成30年3月新規高卒就職者に対する職場定着支援の実施

計画的に職場を訪問し、職場での悩みや不安を聴取、安易な離転職を防止するためのアドバイスを実施

※職場定着支援件数(12月末) 1,753件

※高卒就職者の1年目離職率の推移

25.3卒:21.9%、26.3卒:21.0%、27.3卒:18.7%、28.3卒:18.3%、29.3卒:17.2%

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2) 復興に向けた就労支援

③ 若者の雇用対策

(ウ) 新規大卒者等に対する就職支援

④ 公的職業訓練の推進等

(3) 新規大卒者等に対する就職支援

① 各大学等との連携を密にし、大学キャリアセンターの定期的な訪問による職業相談(週1回以上)、各種セミナー、職業講話の実施

② 大卒等就職面接会の開催(8月9日開催)

※参加企業数 247社、参加学生数 103名

③ 既卒者等に対する職業相談・職業紹介

1. 福島県及び機構福島との連携

「公的職業訓練業務運営担当者連絡会議」の開催(7/9・1/10)

2. 求職者支援訓練(12月末現在)

◎基礎コース

開講10コース、定員170人、受講者100人、充足率58.8%

◎実践コース

開講23コース、定員290人、受講者183人、充足率63.1%

うち建設関連分野

開講6コース、定員60人、受講者35人、充足率58.3%

3. 公共職業訓練(12月末現在)

◎委託訓練

開講92コース、定員1,150人、受講者1,055人、充足率91.7%

うち介護分野

開講10コース、定員149人、受講者85人、充足率 57.0%

うち建設分野

開講2コース、定員20人、受講者15人、充足率75.0%

◎施設内訓練

開講45コース、定員619人、受講者493人、充足率79.6%

うち建設分野

開講6コース、定員99人、受講者83人、充足率83.8%

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の最重点施策

#### 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

##### (1) 働き方改革の推進

##### ① 過重労働解消に向けた取組の推進

##### ① 過重労働解消に向けた取組の推進

- ・各署に設置した「労働時間相談・支援コーナー」において、36協定の適正化を含む労働時間制度全般に関する窓口指導を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」とも連携を図りながら、過重労働の解消に向け、労働時間相談・支援班員により、労基法等の改正内容も含めた説明会を継続的に実施。  
また、労働時間等の見直しに向けて相談を希望する事業場に対して個別訪問支援を実施。
- ・労基署に届出のあった36協定の内、1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能なものを届け出た事業場に対し自主点検を実施。
- ・上記自主点検の結果及び各種情報から、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、並びに、過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し監督指導を実施。
- ・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を実施。  
更に、事業場における自主的な長時間労働の抑制方や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては働き方・休み方改善コンサルタントや産業保健総合支援センターの利用勧奨を実施。
- ・平成29年度「過重労働解消キャンペーン」における過重労働重点監督結果を公表(5月)。
- ・平成29年4月から平成30年3月までの長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表(9月)。

##### ② 過重労働解消キャンペーン期間中の主な取組

- ・県内の労使団体等に対し、長時間労働の削減に向けた取組を要請(10月中)
- ・過重労働解消相談ダイヤルの開設(11月4日)
- ・福島労働局長によるベストプラクティス企業へ職場訪問及びその概要の公表(11月7日)
- ・過労死等防止対策推進シンポジウムの開催(11月27日)



## 行政運営方針

### 労働行政の最重点施策

#### 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

##### (1)働き方改革の推進

##### ② 働き方改革・休暇取得促進



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座



職業講話



## 平成30年度の主な取組

1. 局幹部及び署所長が経済4団体及び県内すべての各商工会議所・商工会を訪問し、働き方改革の実現に向けた中小企業支援策等を説明の上会員企業への周知を依頼。その際、各団体と当局との周知に係るネットワークを構築・活用し、月1回の定期的な情報発信等効果的な周知を実施。
2. 局長及び局幹部が県内の主要企業トップを訪問し、「魅力ある職場づくり」への取組について文書要請(県知事との連名)、訪問時に「イクボス宣言」を行った企業もある。また、訪問企業の取組を当局HPで紹介。  
○要請企業数 21社・2協会(うち18社・2協会は県幹部が同行し、県の施策も説明)  
○HP掲載企業数 21社・2協会
3. 昨年度、局長と東邦銀行頭取が締結した「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」に基づき、地域企業の働き方改革や生産性向上・地域創生のため、以下の事業を連携して実施。  
○双方の若手職員によるプロジェクトチーム(福島労働局「ふくしま総活躍パートナーズ」、東邦銀行「ダイバーシティ推進プロジェクト」)の取組  
・イクボス養成講座(7月5日、47人参加)  
・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(7月6日、支店長等66人参加)  
・職業講話(8月31日 東和中学校生徒等52人参加、9月19日 二本松第二中学校生徒等45人参加)  
・県内105店舗に情報提供(計9回実施)
4. 労働時間、休日や年休取得促進の改善のためコンサルティングを希望する企業に対し、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施。また、「働き方改革ワークショップ」を開催。  
○コンサルティング 57件(平成30年12月末現在)  
○ワークショップ 7回(100人参加)(平成30年12月末現在)
5. 「働き方改革推進支援事業」を福島県社会保険労務士会に委託し、「福島県働き方改革推進支援センター」を立ち上げ。働き方改革の実行に向け、専門家(社労士)による相談、事業所訪問によるコンサルティングに対応するほか、主催セミナーや事業主団体・関係機関と連携したセミナーを開催。  
○専門家個別訪問派遣支援 161件 ○セミナー開催 51件(平成30年12月末現在)
6. 労使団体に対し、働き方改革・夏の生活スタイル変革(ゆう活)を含む「魅力ある職場づくり」への取組についての周知啓発を文書により要請。
7. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、周知啓発を実施。  
○11月20日:福島市(180人参加) ○11月26日:いわき市(134人参加)  
○11月29日:会津若松市(98人参加) ○12月7日:郡山市(171人参加)
8. 「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」(第4回)を12月12日に開催し、「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項(2018年)」を取りまとめ。作業部会を10月18日に開催。
9. 昨年度、局長と福島県社会保険労務士会(県社労士会)会長が締結した「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、業務検討会を11月15日に開催。

## 労働行政の最重点施策

## 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

① 福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進

② 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)

③ 人材確保に向けた雇用管理改善等

1 平成28年3月に「福島労働局正社員転換・待遇改善実現本部」が策定した「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」において、平成28年度から32年度までの5か年間に、安定所による正社員就職・正社員転換数91,535人、安定所における正社員求人数420,200人と目標を設定。

平成30年度単年度の目標は、安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人(うち、安定所による正社員就職件数18,141人)、安定所における正社員求人数84,040人として、正社員就職の実現に向けた取組を推進。

2 正社員求人確保に重点を置いた求人開拓やパート雇用や有期労働契約雇用による求人を申し込む事業主に対する正規雇用の検討の働きかけ、若年層を始めとして、特段の事情なく非正規雇用求人を希望する者に対する正社員応募の提案等の働きかけ、雇用保険受給者を職業相談窓口へ確実に誘導し、早期再就職意欲の喚起等とともに正社員就職を促す働きかけ等を行った。

・正社員就職件数 12,049人(平成30年12月末現在)

・正社員求人数 65,236人(同上)

・キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数902人(平成30年12月末現在)

3-1 ハローワークにて求人受理時や事業所訪問時等に雇用管理改善の普及・啓発の助言を実施。

○求人充足サービスと連動した雇用管理改善の実施。

○キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金等を活用した雇用管理改善の助言指導を実施。

・キャリアアップ助成金 499件(164件)

・職場定着支援助成金 75件(51件)

・キャリア形成促進助成金 186件(221件)

・人材開発支援助成金 812件(35件)

・建設労働者確保育成助成金 868件(1251件)

・人材確保等支援助成金 4件(1件)

※1 平成30年12月末支給決定件数(前年同月実績)

※2 平成30年4月1日より雇用関係助成金は統廃合が行われている。

※3 人材確保等支援助成金(平成30年度統合新設)

3-2 【委託事業】介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業の実施。

・公益財団法人介護労働安定センターに委託。

・雇用管理改善企画委員会を4月26日、11月15日、1月17日に開催。

・先進的な雇用管理の取組を行っている事業所のモデル調査を2社で実施。

・地域ネットワーク・コミュニティの構築による雇用管理改善の実践取組を県内の4地域(県北・相双地域の6社、県中・県南地域の5社、会津地域の5社、いわき地域の4社)で計20社により実施。

・介護事業者等68名が参加し、「魅力ある職場づくり経験交流会」を平成31年2月12日に開催。



## 行政運営方針

### 労働行政の最重点施策

#### 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

#### (3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

##### ① 女性の活躍推進

## 平成30年度の主な取組

1. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業(労働者数301人以上)に対する提出および公表の確実な実施(未提出企業に対する指導等)。

○ 計画更新督促文書送付件数 31件(平成31年3月末予定)

○ 女性活躍推進法関係助言件数 53件(平成30年12月末現在)

○ 提出状況(平成30年12月末現在) 義務企業155社中155社(届出率100%)

努力義務企業47社

2. 女性活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

3. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所について、女性活躍推進データベースに女性活躍情報を公表するよう文書により勧奨した。また、「えるぼし認定」の申請に興味のある事業所については個別に訪問するなど取組促進への支援を行った。

勧奨文発送事業所 159社

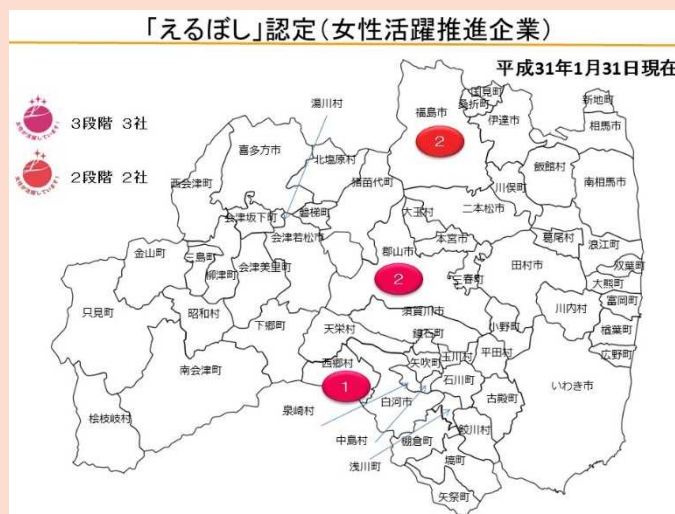
訪問事業所 3社

4. 両立支援等助成金女性活躍加速化コースの活用について、各種会合で説明、資料配布を実施。

○ 支給実績 1件(平成31年1月末現在)

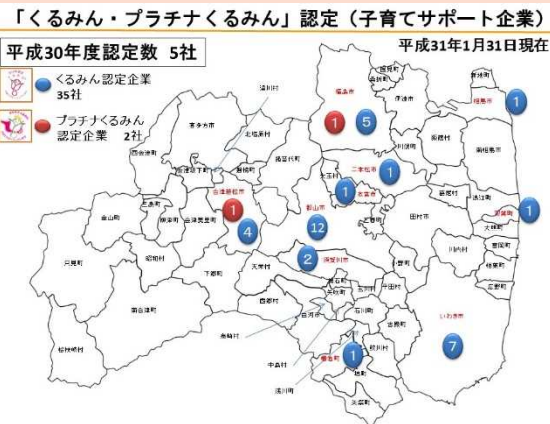
5. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、女性の活躍推進等について説明。

○ 11月20日:福島市 ○ 11月26日:いわき市 ○ 11月29日:会津若松市 ○ 12月7日:郡山市



## 労働行政の最重点施策

- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策
- (3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
  - ② 仕事と家庭の両立支援



1. 昨年度、局長、経済4団体の長及び県知事が締結した「『新生ふくしま』イクボス宣言促進協定」に基づき、くるみん認定取得企業や局幹部の企業トップ訪問時に、イクボス宣言を鑑賞。宣言企業については当局「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」に掲載。
  - イクボス宣言企業 176社（平成30年3月31日現在）→266社（平成31年1月21日現在）
  - 局長、各部室長、各課室長及び各署所長がイクボス宣言（平成30年4月6日）
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業（労働者数101人以上）に対する提出および公表の確実な実施（未提出企業に対する指導等）。
  - 計画更新督促文書送付件数 219件（平成31年3月末予定）
  - 次世代育成支援対策推進法関係助言件数 53件（平成30年12月末現在）
  - 提出状況（平成30年12月末現在） 義務企業596社中595社（届出率99.8%）  
努力義務企業426社
3. 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主認定（くるみん・プラチナくるみん認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。
  - 局幹部による企業訪問、企業指導、労働相談時にくるみん認定の取得意向を把握した企業に対し、文書による申請勧奨を実施。
  - 併せて、認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開。
    - 申請状況 認定5社
    - 報道実績 認定5社すべて地元紙又はTVで報道された。
4. 両立支援助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料により活用を勧奨。
5. 両立支援等助成金の活用について、各種会合で説明、資料配布を実施。
  - 支給実績（平成31年1月末現在）
 

・出生時両立支援コース 29件	・介護離職防止支援コース 0件
・育児休業等支援コース 45件	・再雇用者評価処遇コース 0件

行政運営方針	平成30年度の主な取組
<p>労働行政の最重点施策 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策 (4) 関係機関との連携による取組推進等</p>	<p>(前頁に記載済み)</p>

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

## 労働行政の重点施策

## 1 労働基準行政の重点施策

## (1) 労働条件の確保・改善対策

- ・県内全署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。

- ・解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告を受理し、迅速に対応。

- ・学生に関し、県内大学等での出張相談を実施し、学生アルバイトに係る実情を把握(5月、7月)。

## (ア)自動車運転者

- ・過重労働による健康障害防止対策の徹底を主眼とした監督指導を実施(福島運輸支局との合同監督を含む)。

- ・荷主等を含む関係団体に対する集団指導等にて労働基準関係法令等についての周知を実施。

- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」の取組として、トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題等を改善するための実証実験を踏まえて作成された、「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知を実施。また、同協議会の取組として、「標準貨物運送約款改正に伴う実態調査」を実施。

## (イ)技能実習生

- ・技能実習生を雇用する事業場に対して監督指導を実施。

- ・出入国管理機関との相互通報の実施。

- ・技能実習法に係る東北地区地域協議会への参加(6月)。

- ・不法就労等外国人労働者問題東北地区協議会への参加(12月)

## (ウ)建設労働者

- ・労働条件確保・改善に向け、地場建設店社に対する監督指導の実施。

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 1 労働基準行政の重点施策

##### (2) 最低賃金制度の適切な運営

#### ①福島県最低賃金の改正及び広報

・7月3日福島地方最低賃金審議会に最低賃金引上げについて諮問後、中央最低賃金審議会の目安額を参考に審議を重ねた結果、最低賃金748円を24円引き上げ772円に改正し10月1日発効。

・改正最低賃金について、県・市町村、事業者団体、金融機関等(合計686件)へ周知広報の協力依頼。

・福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちゃんKun」を用いた周知広報。

#### ②福島県特定(産業別)最低賃金の改正及び広報

・8月6日福島地方最低賃金審議会に最低賃金改正の必要性の有無を諮問、必要性有りとなった下記の4業種にかかる特定(産業別)最低賃金について各専門部会を設け審議を重ねた結果、各17円引き上げられ、下記の通り、12月14日以降順次発効(非鉄金属製造業最低賃金については改正見送り)。

i) 輸送用機械器具製造業最低賃金 851円(平成30年12月14日発効)

ii) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 849円(平成30年12月15日発効)

iii) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く) 815円(平成30年12月19日発効)

iv) 自動車小売業最低賃金 848円(平成30年12月21日発効)

・改正特定(産業別)最低賃金について、広報用ポスター・リーフレットを作成し、県・市町村、関係事業者団体等へ送付しへ周知広報の協力を依頼。

労働行政の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(3) 第13次労働災害防止計画の推進と労働者の安全と健康確保対策の推進

① 第13次労働災害防止計画

基本目標	平成29年12月末 (平成30年1月末速報値)	平成30年12月末 (平成31年1月末速報値)	増減
死亡者数を15%以上減少	20	13	-7(35.0%減)
死傷者数(休業4日以上)を5%以上減少	1,775	1,979	+204(11.5%増)

② 転倒災害防止と交通労働災害防止の取組

③ 災害多発業種に対する取組

・休業4日以上死傷者数が急増していることを踏まえ、緊急事態に伴う労働災害の撲滅に向けた対策の強化を実施。局長や各監督署長による安全パトロール、労働災害が増加している業種の事業場に対する重点的な指導等を実施(10月～)。

・各種機会を捉え、局独自に作成したリーフレット(通年用及び冬季用)等を活用し、転倒災害防止対策について指導等を実施。

・労働災害が増加傾向にある第三次産業において労働災害の半数を占める転倒災害等を防止する上で、労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」を新たに作成(6月)し、配布等により活用を促進。

・(独)自動車事故対策機構福島事務所と連携し、運行管理者等一般講習において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく取組について指導を実施(8月～12月、計5回)。

(ア)建設業

・伊達郡桑折町の東北中央自動車道の工事現場を対象に、局長による安全パトロールを実施し、重機による災害や熱中症予防対策を重点に指導を実施(6月)。

・県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請(7月)。

・仙台建設労務管理研究会との連携により「福島労働局総合建設業労働災害撲滅・魅力ある職場づくり会議」を開催し、県内で建設工事を行う元請事業者に対し、労働災害防止対策について協力を要請(1月)。



## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 1 労働基準行政の重点施策

##### (3) 第13次労働災害防止計画の推進と労働者の安全と健康確保対策の推進

##### ③ 災害多発業種に対する取組

##### ④ 化学物質による健康障害防止対策

##### ⑤ 健康診断の実施と事後措置の推進

##### ⑥ 職場におけるメンタルヘルス対策と健康管理対策の推進

#### (イ) 製造業

・年度当初に策定した計画に基づき、災害が多い食料品製造業の事業場等に対し、加工用機械による災害防止に向けたリスクアセスメント、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策等について指導を実施。

#### (ウ) 陸上貨物運送事業

・(独)自動車事故対策機構福島事務所と連携し、運行管理者等一般講習において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組について指導を実施(8月～12月、計5回)。

・福島県トラック協会と連携し、「事故防止講習会」において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組について指導を実施(11月、計6回)。

・「荷主等の事業場の荷役災害防止担当者研修会」(委託事業)を開催し、荷主等の事業場に対し、「荷役作業の安全対策ガイドライン」等に基づく取組について協力を要請(11月)。

#### (エ) 林業

・林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部と連携し、「伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会」において指導を実施(11月、12月)。

#### (オ) 第三次産業

・多店舗展開企業の本社等に対し、店舗等を含めた全社的な安全衛生の取組について指導等を実施。

・第三次産業における労働災害が急増していること等を踏まえ、関係団体等に対し、労働災害防止対策について協力を要請(6月)。

・労働災害が増加傾向にある第三次産業において労働災害の半数を占める転倒災害等を防止する上で、労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」を新たに作成(6月)し、配布等により活用を促進。

・第三次産業における労働災害が急増していること等を踏まえ、エスパル福島を対象に、局長による安全パトロールを実施し、転倒災害や墜落災害の防止対策を重点に指導を実施(11月)。

・福島県労働基準協会及び各地区労働基準協会が取り組んでいる「第三次産業に関するゼロ災記録証授与制度」の周知を実施。

・化学物質対策5か年計画に基づき、化学物質取扱事業場に対し計画的に指導等を実施。

・職場の健康診断実施強化月間を重点に、健康診断と健康診断実施後の事後措置等の適切な実施について指導等を実施するとともに、関係団体に対して協力を要請。

・各種機会を捉え、パンフレット等を活用し、メンタルヘルス対策について指導等を実施するとともに、メンタルヘルス対策が不十分な事業場に対しては、福島産業保健総合支援センターの活用を勧奨。

・産業医や衛生管理者の選任等が義務付けられている労働者数が50名以上の事業場に対し、メンタルヘルス対策に係る自主点検の実施を依頼(11月)。

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

## 労働行政の重点施策

## 1 労働基準行政の重点施策

(3) 第13次労働災害防止計画の推進と  
労働者の安全と健康確保対策の推進

## ⑦ 石綿健康障害予防対策

- ・提出された計画届や作業届の内容を審査し、石綿健康障害予防対策について指導等を実施。  
平成30年度(平成30年12月末時点)  
計画届受理件数75件、作業届受理件数29件

- ・地方自治体との合同パトロールにより必要な指導等を実施(5月、10月、11月)。

## ⑧ 職業性疾病等の予防対策

## (ア) 熱中症予防対策

- ・熱中症のリスクが高まる夏場を迎える前及び夏場の2回にわたって、公共工事の発注機関や関係団体等に対し、熱中症予防対策について協力を要請(6月、8月)。

- ・伊達郡桑折町の東北中央自動車道の工事現場を対象に、局長による安全パトロールを実施し、熱中症予防対策等を重点に指導を実施(6月)。

- ・夏場においては各種機会を捉え、パンフレット等を活用し、熱中症予防対策について指導等を実施。

## (イ) じん肺予防対策

- ・第9次粉じん障害防止総合対策(5か年計画)を策定し、当該計画に基づき、関係事業場に対し計画的に指導等を実施。

## ⑨ 治療と仕事の両立支援の推進

- ・福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催し、参集機関の取組について情報交換(8月)を行うとともに、両立支援に関する相談窓口をまとめた独自のリーフレットを作成・配布(11月)。

## ⑩ 安全衛生優良企業公表制度の周知

- ・各種機会を捉え、リーフレットを活用し、安全衛生優良企業公表制度の周知等を実施。

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 1 労働基準行政の重点施策

##### (4) 労災補償対策の推進

福島労働局労災補償業務における最重点課題を以下の3点として取り組んだ。

- ① 過労死等事案(脳心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患)の的確な労災認定
- ② 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底
- ③ 労災補償業務の効率化と人材育成

署管理者、局管理者による管理等を徹底し、長期未決事案の発生防止に努めている。

また、相談者及び請求人へは、各種パンフレットを活用して、請求できると思われる各種給付について漏れのないよう懇切・丁寧で分かりやすい説明の実施に努めている。

- 東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省及び局署の連携を密にして対応を図っている。  
さらに、当該業務に従事する労働者に対しては、原発への新規入場時に、リーフレット「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」を手交し、制度の周知を図っている。

# 行政運営方針

# 平成30年度の主な取組

## 労働行政の重点施策

### 2 雇用環境・均等行政の重点施策

#### (1)働き方改革の推進

(労働行政の最重点施策に記載済)

ふるさと  
故郷のみんなも元気  
これからは  
休暇を取って  
自分へのご褒美



**仕事もって計画**

① **仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで休みやすい職場環境にしよう。**

② **年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しよう。**

③ **去り・来りにプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。**

**【キッズウィーク】** 休業日に家族みんなで一歩を踏み出して休暇休暇を享受する期間【キッズウィーク】が平成30年度から始まりました。お盆などの旅を兼ね、働く方は年次有給休暇を取得しましょう！

**年末年始！ 1月4日を休んで9連休！！**

厚生労働省 | 経済産業省 | 労働基準監督署

労使一体となって計画的に  
年次有給休暇を取得しよう

●今般、労働基準法が改正され、年次有給休暇の時季指定義務が創設されました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しよう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」といふ。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち4日を超えない範囲内において、労使協定等に基づき、計画的に休暇取得の意思を届けることのできる制度です。今般、労働基準法が改正され、平成31年4月1日、従前は、年4日以上有給休暇が90日を超える全ての労働者に適用、短年を以て、短年を以て、短年を以て年次有給休暇を考慮することが可能となりました。ただし、労務局が年次有給休暇の付与に際して年次有給休暇の付与日数は、時季指定の義務がなくなります。計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を促進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

**1) 導入例**

例えば、2018年度の年次と2019年度の年次に導入すると?

年次有給休暇を土曜、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

① 月曜日の有給休暇と土曜日の有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることで連続休暇、また、② 月曜日の有給休暇と土曜日の有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることで連続休暇を実現します。

日	月	火	水	木	金	土	日
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23

**2) 目標** 毎年目標となる日数を定めた積立の月数を計画的に年次の積立にできます。

① 年次有給休暇の取得日数を目標とする。② 年次有給休暇の取得日数を目標とする。

**3) 活用方法** 企業、事業場の実態に合わせた柔軟な付与の方法が実行可能。

方式	年次有給休暇の計画的付与方式	連日の休暇、連続休暇
一括付与方式	労使協定に基づき、計画的に付与	労使協定に基づき、連続休暇を実現する
段階的付与方式	月単位で付与し、計画的に付与	月単位で付与し、連続休暇を実現する

●時間単位の年次有給休暇を活用しよう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定等に基づき、時間単位での付与が可能となります。

【労務局指定の定める事項】

- 1 労働基準法第15条の2第1項第1号に規定する事項
- 2 労働基準法第15条の2第1項第2号に規定する事項
- 3 労働基準法第15条の2第1項第3号に規定する事項
- 4 労働基準法第15条の2第1項第4号に規定する事項
- 5 労働基準法第15条の2第1項第5号に規定する事項
- 6 労働基準法第15条の2第1項第6号に規定する事項
- 7 労働基準法第15条の2第1項第7号に規定する事項
- 8 労働基準法第15条の2第1項第8号に規定する事項
- 9 労働基準法第15条の2第1項第9号に規定する事項
- 10 労働基準法第15条の2第1項第10号に規定する事項
- 11 労働基準法第15条の2第1項第11号に規定する事項
- 12 労働基準法第15条の2第1項第12号に規定する事項
- 13 労働基準法第15条の2第1項第13号に規定する事項
- 14 労働基準法第15条の2第1項第14号に規定する事項
- 15 労働基準法第15条の2第1項第15号に規定する事項
- 16 労働基準法第15条の2第1項第16号に規定する事項
- 17 労働基準法第15条の2第1項第17号に規定する事項
- 18 労働基準法第15条の2第1項第18号に規定する事項
- 19 労働基準法第15条の2第1項第19号に規定する事項
- 20 労働基準法第15条の2第1項第20号に規定する事項

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 2 雇用環境・均等行政の重点施策

(2)パートタイム労働法の確実な履行に向けた適切な指導等

(3)「同一労働・同一賃金」に向けた取組の推進

(4)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策等の推進

1. パートタイム労働法の履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第18条1項に基づく報告の徴収)の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。

○パートタイム労働法関係助言件数 111件(平成30年12月末現在)

○パートタイム労働法関係相談件数 6件(平成30年4月～9月、速報値)

1. 平成30年4月より福島県社会保険労務士会に委託して設置している「福島県働き方改革推進支援センター」において、同一労働同一賃金に関し、専門家(社労士)による相談、事業所訪問によるコンサルティングに対応している。相談の他にセミナーを開催することとしている。

また、「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、同センター担当者が説明。

○11月20日:福島市 ○11月26日:いわき市 ○11月29日:会津若松市 ○12月7日:郡山市

1. 男女雇用機会均等法履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第29条に基づく報告の徴収)の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。

○男女雇用機会均等法関係助言件数 309件(平成30年12月末)

○男女雇用機会均等法関係相談件数 145件(平成30年4月～9月、速報値)

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

労働行政の重点施策

2 雇用環境・均等行政の重点施策

(5) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定促進

(労働行政の最重点施策に記載済)

えるぼし 認定マーク

3段階目



2段階目



1段階目





## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 2 雇用環境・均等行政の重点施策

##### (6) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

1. 育児・介護休業法の履行確保のための事業所に対する訪問指導(同法第56条に基づく報告の徴収)の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。

○育児・介護休業法関係助言件数 124件(平成30年12月末現在)

○育児・介護休業法関係相談件数 262件(平成30年4～9月、速報値)

2. 昨年度開設した特設サイト「ぱぱ・ママ応援サイト」について、県内保育所への周知を実施。



##### (7) 総合的ハラスメント対策の一体的実施

1. 「ハラスメント撲滅キャラバン」によるハラスメント特別相談窓口を設置し、併せて報道機関を通じた周知を行い、労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。労働者からの相談の結果、法違反の事案があれば報告徴収を実施するなど積極的な事業所指導を行った。

2. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、ハラスメント防止対策について説明。

○11月20日:福島市 ○11月26日:いわき市 ○11月29日:会津若松市 ○12月7日:郡山市

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

## 労働行政の重点施策

## 2 雇用環境・均等行政の重点施策

## (8) 個別労働紛争の解決の促進

## ① 総合労働相談コーナーの適切な運営

## 1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対する適切な対応

○平成29年度相談件数 17,254件  
うち個別労働紛争関係 5,696件

2. 総合労働相談員に対する研修は、2回(7月13日、11月16日)実施。研修では、障害者虐待に係る知識習得のため、外部講師の講習、精神発達障害者仕事サポーター養成講座の聴講、LGBTの方からの対応に係る留意点の伝達等を実施した。  
また、各総合労働相談コーナーの巡回指導も実施した。

## 3. 個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携強化を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を1回開催(6月25日)。

## ② 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施

## 1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争について、助言・指導およびあっせん制度の適切な説明と、助言・指導申出およびあっせん申請に対する適切な対応

○個別労働紛争解決援助  
助言・指導申出件数 79件(平成31年1月末現在、速報値)  
あっせん申請件数 55件(平成31年1月末現在、速報値)

## ③ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助

## 行政運営方針

### 労働行政の重点施策

#### 2 雇用環境・均等行政の重点施策

##### (9) 労働条件の確保・改善対策(周知・啓発)

###### ① 無期転換ルールの周知・啓発

###### ② 有期雇用特別措置法の円滑な施行

###### ③ 労働法制の普及等に関する取組



## 平成30年度の主な取組

1. 企業に対する訪問指導を実施した際に、無期転換ルール・有期特措法に基づく認定制度について説明。

○認定件数 168件(平成31年1月末現在)

1. 年度当初(4月)、県内の15大学等に対し労働法に関するセミナーの開催を依頼。

○セミナー開催

・大学(3)、短大(4)において実施(計7回)

・福島わかものハローワークにおいて毎月1回開催

・福島新卒応援ハローワーク主催「新社会人応援セミナー」(2月26日)

2. 高校生、大学生、既卒者(若年者)、保護者、高校の教諭の対象別に就職支援等に関する情報をワンストップで提供する特設サイト「ふくしま高校生・大学生労働局」でワークルールに関する情報をわかりやすく提供。県内各高校に周知を実施。



## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

## 労働行政の重点施策

## 2 雇用環境・均等行政の重点施策

(10)最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者等の支援

1. 最低賃金引上げ支援業務改善助成金の周知のため、助成金一覧表を作成し、各種会合等で配布し、利用勧奨を実施。

○交付決定件数(平成31年1月末現在)

・業務改善助成金 30円コース 8件 40円コース 6件 計14件

・時間外労働等改善助成金

時間外労働上限設定コース 1件 勤務間インターバル導入コース 61件

職場意識改善コース 1件 団体推進コース 10件

(11)適正な労働条件整備のための対策等の推進

①「多様な正社員」の普及・拡大

1. 「魅力ある職場づくり」のメニューの一つとして、非正規雇用の正社員転換推進に関する資料を作成し、前記の局幹部による企業訪問等において配布。

2. 報告徴収の企業指導時に、パート労働者の雇用管理と併せて多様な正社員の普及・拡大を図れるようパンフレットを配付。

②医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

1. 福島県社会保険労務士会と平成29年5月1日に契約。

県、県医師会、県社会保険労務士会と今年度の事業の進め方について、6月22日に打合せを実施。

事業の適正運営のため、8月8日に県医師会、県、県社会保険労務士会等が出席する運営協議会に参画し、事業の実施方法等を検討。

2. 福島県看護協会が行う「ワークライフバランス(WLB)推進委員会に委員として、同委員会が行う各種研修等において説明・資料配布を実施。また、働き方・休み方改善コンサルタントが研修会講師として説明を実施。

## 行政運営方針

## 平成30年度の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 2 雇用環境・均等行政の重点施策

##### (12) 使用者による障害者虐待の防止

1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた使用者による虐待に係る労働相談に対する適切な対応。
2. 労働基準部・職業安定部と連携し、県内の労基署・ハローワークが対応した使用者による障害者虐待事案の迅速な情報共有。
3. 福島県健康福祉部に対する障害者虐待防止法に基づく通報制度の迅速・適正な運用。

##### (13) 積極的な広報

#### 上半期の広報実績

- |               |      |
|---------------|------|
| ・局定例報告会(局長会見) | 6回   |
| ・テレビ放送回数      | 16回  |
| ・新聞・雑誌掲載回数    | 187回 |
| ・自治体等広報紙掲載回数  | 72回  |

## 行政運営方針

## 上半期の主な取組

## 労働行政の重点施策

## 3 その他の重点施策

## (1) 労働保険制度の適正な運営

## ① 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

今年度の未手続事業場の一掃対策の推進について、年間目標に対する12月末の実績は次のとおりである。

- ①未手続き事業場把握の目標→1,230事業場  
12月末結果 539事業場(43.8%)
- ②成立手続き指導目標 →1,410事業場  
12月末結果 586事業場(41.5%)
- ③自主成立の目標 → 640事業場  
12月末結果 361事業場(56.4%)
- ④職権成立の目標 → 10事業場  
12月末結果 2事業場(20%)

広報活動として、ホームページへの広報文の掲載、窓口でのパンフレット等の随時配布、地方公共団体及び事業主団体の機関紙等への掲載依頼等を年間を通じて行っている。



## 行政運営方針

## 上半期の主な取組

### 労働行政の重点施策

#### 3 その他の重点施策

##### (1) 労働保険制度の適正な運営

##### ② 労働保険料等の適正徴収の徹底

◇ 今年度より、従来、労基署で行っていた滞納整理業務について局集中化を図り実施している。

平成30年12月末現在の滞納事業場数 911事業場

◇ 収納率の向上に向けて、高額滞納(100万円以上)事業主及び複数年度滞納事業主に対しては、重点事業場と位置づけし、臨戸による徴収及び納付督促を行い、一括納入が困難な事業場に対しては、納入計画書を徴した上で必要があれば債務承認書を提出させている。

また、時効中断措置が取れない滞納事業場に対しても、臨戸による債務承認書の提出をさせている。

なお、納入督促を行っても納付がない場合は、差押処分等の強制措置を実施している。

(参考)

##### ① 収納率

平成29年度12月末現在 71.09%

平成30年度12月末現在 70.09%

(前年同期比 ▲0.19%)

##### ② 収納未済額

平成29年度12月末現在 91億5千700万円

平成30年度12月末現在 89億8千200万円

(前年同期比 1億7千500万円減)

##### ③ 滞納整理事業所数

平成29年12月末現在 2,931事業場

平成30年12月末現在 1,772事業場

##### ④ 収入官吏による保険料領収金額

平成29年12月末現在 4,885万0986円

平成30年12月末現在 3,011万7,433円

◇ 保険料算定基礎調査については、今年度の年度更新の結果を踏まえ調査対象事業場を選定し、11月から1月の間で実施している。

調査実施数(12月末時点)246件

## 行政運営方針

## 上半期の主な取組

## 労働行政の重点施策

## 3 その他の重点施策

## (1) 労働保険制度の適正な運営

## ③ 労災保険率等の改定

労災保険率等の改正については、リーフレットを作成し年度更新申告書送付時の封筒に同封し周知している。また、ホームページへの掲載や関係団体の説明会等でも周知を行っている。

雇用保険の適用拡大については、年度更新申告書に同封した「平成30年度労働保険年度更新申告書の書き方」に記載し、ホームページにも掲載している。また、関係団体の説明会等でも周知を行っている。